

正

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)



## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 9 日

茨城県知事 殿

### 提出者

住 所 茨城県鹿嶼市大字光3番地  
氏 名 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社  
コールケミカル事業部鹿島製造所  
所長 渡邊 健  
電話番号 0299-84-3533

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄ケミカル&マテリアル株式会社 コールケミカル事業部鹿島製造所
事業場の所在地	茨城県鹿嶼市大字光3番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業・その他の有機化学工業製品製造業 [1639]
②事業の規模	製造品出荷額（前年度実績） 11,350 百万円
③従業員数	38名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・「特管汚泥」 製造工程のタンク内の堆積スラッジ「汚泥」中に有害物が含まれており、昨年度はこれらを掃除・排出した。 タンク内「特管汚泥」→外部委託処理→焼却</li><li>・「特管強アルカリ」 製造工程のタンク内に不純物として「強アルカリ汚泥」が含まれており、分離除去により発生したものを排出する。 タンク内「特管強アルカリ」→外部委託処理→焼却</li><li>・特管廃石綿等（飛散性） 製造設備の耐火被覆の一部に石綿が含まれているのが認められ 昨年度はこれを除去→外部委託処理→溶融</li></ul>

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付 別紙. の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	特管・汚泥	特管・強アルカリ	特管・廃石綿等（飛散性）	
排 出 量	202.8 t	6.8 t	5.17 t	

① 現状

(これまでに実施した取組)

- 生産計画の精度向上による不要在庫の廃棄物削減

計 214.77t

② 計画

【目標】添付 別紙. の通り

特別管理産業廃棄物の種類	特管・汚泥	特管・強アルカリ	特管・廃石綿等（飛散性）	
排 出 量	20 t	6 t	0 t	

(今後実施する予定の取組)

- 生産計画の精度向上による不要在庫の廃棄物削減の継続

計 26 t

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類ごとに分別し、関係法令に則り適正保管を行う。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記保管の継続

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項……該当無し

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
② 計画	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項……該当無し

①現状	【前年度（平成 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
②計画	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t		t
②計画	(これまでに実施した取組)			
	【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項……該当無し

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	特管・汚泥	特管・強アルカリ	特管・廃石綿等(飛散性)
	全処理委託量	202.8 t	6.8 t	5.17 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	5.17t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	202.8t	6.8t	0 t
(これまでに実施した取組) ・熱回収業者への優先処理委託 ・新規委託先選定時における再生利用業者の優先選定 ・生産計画の精度向上による不要在庫の廃棄物削減				

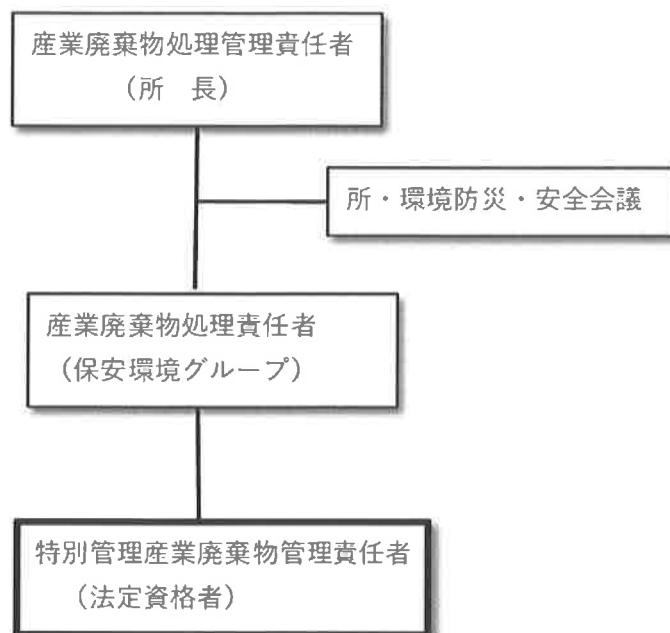
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	特管・汚泥	特管・強アルカリ	特管・廃石綿等(飛散性)
②計画		全処理委託量	20 t	6 t	0 t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	20 t	6 t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱回収業者への優先処理委託の継続</li> <li>・新規委託先選定時における再生利用業者の優先選定の継続</li> <li>・生産計画の精度向上による不要在庫の廃棄物削減</li> <li>・低濃度PCB廃棄物の処理期限内での処理完了の推進</li> </ul>					
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(令和4年度)】			
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物除く)			214.77t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェストへ加入済み</li> <li>・電子マニフェスト対応処理業者の選定・契約の継続</li> </ul>					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

### 産業廃棄物処理に関する管理組織図



総括責任者	所属:鹿島製造所 職・氏名:所長 渡邊 健二
廃棄物担当	組織名:総務・環境安全・品質管理室 保安環境グループ 組織人数(廃棄物担当):1名
役割	<p>所・環境防災・ 安全会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長:所長</li> <li>・事務局:総務・環境安全・品質管理室</li> <li>・委員:管理職で室が指名した者、組合代表</li> </ul> <p>産業廃棄物処理 管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造所全体の産業廃棄物の適正処理に関して統括管理する</li> <li>・適正処理を行うため、責任者を選任し職務を行わせる。</li> <li>・特別管理産業廃棄物管理責任者に外部委託処理の場合の指示、指導を行うとともに排出者に対する指導、教育を推進させる。</li> </ul> <p>保安環境グループ (廃棄物管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェスト、契約書、WSDS、産廃イエローカード等の処理</li> <li>・保管すべき書類及び関係官庁への届出</li> <li>・報告書類の管理</li> <li>・所内基準「産業廃棄物の処理基準」の改廃に関する立案、調整</li> <li>・廃棄物排出状況の把握と減量化を含む全体計画の作成</li> <li>・処理業者の調査・選定及び契約、管理</li> </ul> <p>特別管理産業廃 棄物管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定の特別管理産業廃棄物管理責任者資格者の内から選任する。</li> <li>・産業廃棄物の内、処理に関し更に留意を要する特別管理産業廃棄物に区分されるものについて、適切かつ具体的な指示、指導を行う。</li> </ul>